

香川県新型コロナウイルス感染症患者対応医療従事者活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の患者の治療や看護等又は感染の疑いのある者の感染確認検査のための検体採取等の業務に従事した医療従事者に対し当該勤務の危険性に対して支払われる手当（以下「特殊勤務手当等」という。）を支給した医療機関に対し、香川県新型コロナウイルス感染症患者対応医療従事者活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日府地創第127号）及び香川県補助金等交付規則（平成15年規則第28号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、香川県内の次の各号に掲げる医療機関のうち、特殊勤務手当等を新設し、又は増額し支給するものとする。

- (1) 感染症指定医療機関
- (2) 帰国者・接触者外来を設置する医療機関及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関
- (4) 診療・検査医療機関
- (5) その他知事が適当と認めるもの

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額を、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる業務内容ごとに、同表の第3欄に掲げる基準額と第4欄に掲げる対象経費の実支出額と比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定による選定された額と総事業費から交付事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に掲げる交付率を乗じた額を交付額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条の補助金等の交付申請は、第1号様式によるものとし、関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第5条 知事は、前条の交付申請の内容について適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

2 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の制度に基づく負担又は補助を受けてはならない。

(2) 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、補助事業等を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して、5年間これを保管しておかなければならない。

(3) 知事は、補助事業者が交付決定の前に行った事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。ただし、令和3年4月1日以降の別表の第1欄に掲げる業務内容に対して執行した経費に限る。

3 補助金の実績報告は、第1号様式の提出をもって代えるものとする。

4 第5条第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなし、補助金を交付する。

(立入検査)

第6条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本県職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

別表（第3条関係）

1 業務内容	2 特殊勤務手当等の対象者	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）の身体に直接接触する作業又は患者等に長時間（概ね1時間以上）にわたり接して行う作業	要綱第2条に規定する医療機関において、左欄の作業に従事する医療従事者	対象者1人につき、作業1日あたり 4,000円	左記業務に対して支給される特殊勤務手当に係る費用	10分の10
(2) 患者等に接して行う作業（前号に掲げる作業を除く。）		対象者1人につき、作業1日あたり 3,000円		

※令和2年4月1日以降に新設又は増額された手当を対象とする。

※同一日に1（1）及び（2）両方の業務に従事した場合は、いずれか1つのみを対象とする。

※長時間とは、当該業務への従事時間の累計が1日当たり1時間以上の場合とする。